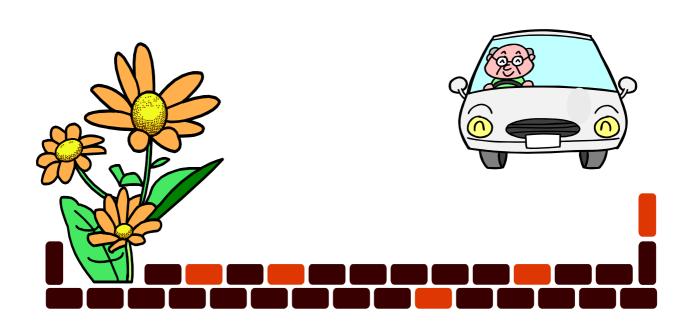
身体に障がいのある方の自動車運転について ~石川県指定自動車教習所の訪問調査より~



<目次>

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	障がいのある方が自動車運転免許を取るまで・・・・・・2
3.	免許を取った後に障がいを負った方が、自動車運転を再開するまで・・・3
4.	自動車運転補助装置と県内の教習車の情報・・・・・・・4
5.	近年の自動車運転に関する動向・・・・・・・・・6
6.	県内の指定自動車教習所の環境設備の情報・・・・・・・フ
7.	自動車運転に関するリハビリテーション専門間の役割と事例の紹介・・・8
8.	リハビリテーションセンターの自動車運転の支援について・・1 C
9.	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・10

1. はじめに

障がいのある方の生活の自立、就労、社会参加を支援する手段として、自動車運転は極めて有効なものとなっています。石川県リハビリテーションセンター(以下リハセンター)では、平成6年の開設以来、障がいのある方に対し、自動車運転の支援を行っています。平成20年度には自動車運転シミュレーション装置が更新され、相談件数が増えている状況です。相談・支援を行う中、実車での能力確認や、運転補助装置を利用した体験・学習が必要と思われる方に対しては、指定自動車教習所(以下自動車学校)との連携が必要となります。

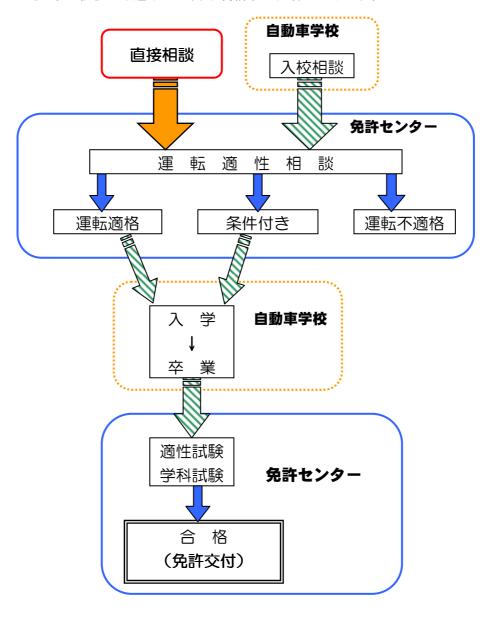
今回、下記に示す県内の自動車学校全 14 校を訪問させて頂き、障がいのある方の自動車運転免許取得に関する状況や受け入れ、学校環境について確認させて頂いた結果をまとめましたので、今後の相談・支援にご活用頂ければと思います。

石川県指定自動車教習所(全 14 校)

				1771 L-14	
	│ 石川県指定自動車教習所 │	住所	電話番号	圏域	
1	加賀自動車学校	加賀市津波倉町口53番地	0761-74-0310		
2	石川県加南自動車学校	小松市今江町ち94番地1	0761-22-8816	南加賀	
3	こまつ自動車学校	小松市平面町イ74番地	0761-24-3500		
4	北陸中部自動車学校	白山市上安田町239番地	076-277-0033		
5	北鉄自動車学校	石川郡野々市町蓮花寺町230	076-246-1211		
6	大徳自動車学校	金沢市松村5丁目96番地	076-267-2231	石川中央	
7	ドライビングスクール エクシール城東	金沢市松寺町申100番地	076-237-8100	4川中天	
8	東部自動車学校	金沢市横枕町口8番地	076-258-1151		
9	太陽自動車学校	かほく市七窪ヲ3番地	076-283-1163		
10	羽咋自動車学校	羽咋市千里浜町ソ3番地	0767-22-0518		
11	七尾自動車学校	七尾市古府町南谷21番地	0767-53-1422	能登中部	
12	能登中央自動車学校	七尾市細口町源田山42番地	0767-53-5588	38	
13	輪島綜合自動車学校	輪島市横地町9字90番地	0768-22-2098	能登北部	
14	能登自動車学校	鳳珠郡能登町布浦タ字74番地	0768-72-0153	ᄠᅭᄯᄞ	

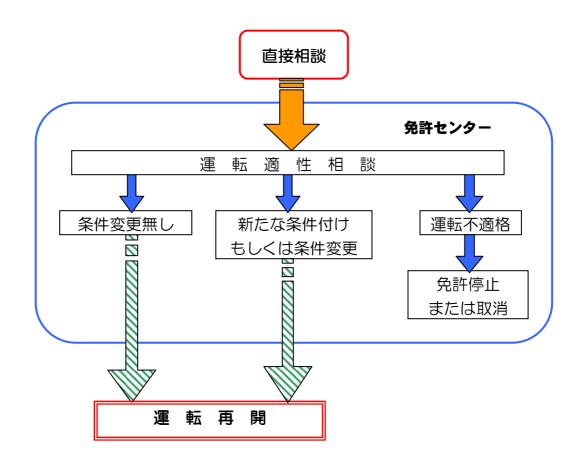
2. 障がいのある方が自動車運転免許を取るまで

免許を取るには、一般的には学科と技能を学ぶため、自動車学校に入校します。明らかに身体に障がいのある方は、入校前に運転免許センター(以下免許センター)の運転適性相談窓口へ行く必要があります。石川県内の場合、自動車学校への入校相談時に、自動車学校長らが免許センターの運転適性相談に同行して下さることが多いようです。免許センターの運転適性相談では、必要に応じて運転適性検査を行い、その結果から、運転の可否や本人に適した運転操作方法、教習車の条件の有無などが決定されます。運転操作方法、教習車が条件付きとなった場合、その条件を満たした教習車での教習となります。石川県内で条件を満たした教習車を所有している自動車学校は、第4章(P5)に示すとおりとなっています。また、条件を満たす教習車を所有していない自動車学校の入校を希望する場合、本人が条件を満たす自動車を持ち込むことで、教習を受けることができます。その場合は、教習車としての基本条件がありますので、自動車を購入する前に自動車学校へ相談して下さい。入校後は、通常の免許取得課程と同様になります。



3. 免許を取った後に障がいを負った方が、自動車運転を再開するまで

明らかに身体に障がいが残った場合、免許センターの運転適性相談窓口に行き、障がいの程度によって、運転免許継続の可否や安全に自動車を運転するための運転操作方法、新たな条件付け、条件の変更の有無などが決定されます。新たな条件や条件の変更がある場合は、免許証にその条件が記載されます。条件内容によっては、運転を再開する前に車輌の改造が必要となります。



すぐに公道で運転を再開することに不安な方は・・・

自動車学校の安全運転教習、または安全運転教習所のリフレッシュコースを利用することができます。この教習は、一般的にはペーパードライバーだった方などが利用する、有料の短期教習となります。ただし、免許センターで新たな条件付き、または条件の変更となった方は、その条件を満たす教習車で教習を受けることになります。石川県の場合、第4章(P5)に示した教習車を所有している自動車学校で受講するか、自分で条件を満たした自動車を持ち込んで受講することが多いようです。受講を希望する方は、事前に自動車学校へお問い合わせ下さい。

4. 自動車運転補助装置と県内の教習車情報

明らかに身体に障がいのある方が自動車を運転する場合、自動車に運転補助装置(以下補助装置)を取り付けることで身体的な負担が軽減し、より安全な運転操作が可能となります。免許センターで条件が付いた方は、その条件を満たす補助装置の取り付けや、装置の種類によっては自動車の改造が必要となります。

この章では、下半身に障がいがあり車いすで生活している方、左右どちらかの半身に障がいの ある方に対する代表的な補助装置の紹介と、補助装置を所持している自動車学校を紹介します。

1)補助装置について

①手動装置

アクセルペダルとブレーキペダルを直接脚で操作することが困難な方が使用する装置です。具体的には、片手でアクセル・ブレーキ操作が可能となっているレバーを操作して運転します。一般的には、押すとブレーキ、引くとアクセルになります。



②回旋装置

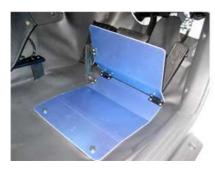
片手ハンドル操作をするための回旋ノブです。握り部分となるノブには、手の機能に応じて様々な形状のものがありますので、能力にあった形状を選ぶことが重要となります(第7章 P8)。





③ペダル誤操作防止装置

脚のけいれん等で、誤ってアクセルやブレーキペダルが作動しないように設置する装置です。 いくつかの種類がありますので、本人の身体特性や、自動車を家族と共有して運転する場合など、 個々に応じた装置を選択することが重要となります。





4) 左アクセルペダル

右脚でペダル操作が困難な方が利用する装置です。 ブレーキペダルは現状のままで、アクセルペダルを左側 に移行させ、左脚で操作を行います。いくつかの種類が ありますので、本人の身体特性や、自動車を家族と共有 して運転する場合など、個々に応じた装置を選択するこ とが重要となります。



⑤方向指示器補助装置、ワイパー補助装置

方向指示器、ワイパーの操作位置を左右どちらかに換えるための装置です。右写真は、方向指示器の操作を左側で行うために延長レバーを取り付けた状態です。ワイパーの場合は、同じ補助装置をワイパーに取り付け、右側で操作します。



2) 県内の教習車情報

今回紹介した補助装置を教習車として所有している自動車学校を紹介します。尚、その他の補助装置を所有している自動車学校もありますので、直接お問い合わせください。

石川県指定自動車教習所	手動装置	回旋装置	左アクセルペダル
石川県加南自動車学校	0	0	0
こまつ自動車学校		0	
北鉄自動車学校	0	0	0
ドライビングスクール エクシール城東		0	0
東部自動車学校		0	
太陽自動車学校		0	
羽咋自動車学校	0	0	0



適切な補助装置を選択するために・・・

今回紹介した補助装置は、数多くある中の一部です。補助装置を選択する場合、免許の条件を満たし、本人の身体特性に適していることが重要となります。そのためには、実際に補助装置を体験することが大切です。体験の希望や身体特性に適しているか分からない場合など、リハセンターが相談・支援を行っています(第8章 P10)。尚、紹介した写真の補助装置は、全てリハセンターが所有しているものです。

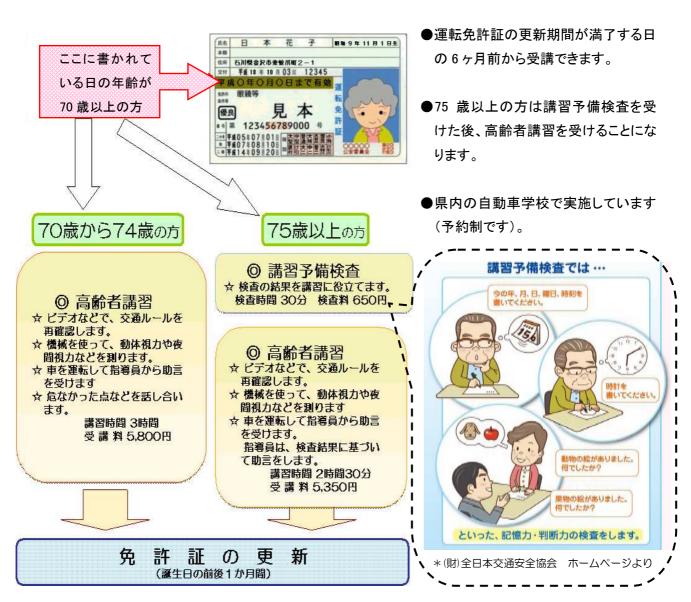
実際の補助装置の購入や取り付けに関しては、自動車販売店や自動車整備工場に相談することになります。



5. 近年の自動車運転に関する動向

1) 高齢者講習について

高齢者講習は、運転免許証の更新期間が満了する日の年齢が 70 歳以上の方が受講しなければならない講習です。平成 21 年 6 月 1 日から、75 歳以上の方は、講習予備検査が必要となりました。



*石川県警 ホームページより

2) 聴覚に障がいのある方の運転について

道路交通法一部改正により、平成20年6月1日から、聴覚に障がいのある方(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方)は、車輌にワイドミラーを装着すること、聴覚障害者標識を表示することを条件として、運転免許の取得が可能となりました。



聴覚障害者標識

6. 県内の自動車学校の環境整備の情報

今回県内全 14 校の自動車学校への訪問の際、学校環境を確認させて頂きました。学校全体の傾向としては、高齢者講習が導入されたことで、トイレの洋式化や段差解消がされている学校が多くみられました。また、高齢者講習の受講者に限っては、全講習を 1 階で対応できるような配慮がされていました。今回、自動車学校の協力を頂き、学校環境について紹介します。

		T		<u> </u>
石川県指定自動車教習所	玄関	トイレ	階段手すり (屋内)	備考
加賀自動車学校		男女共に洋式あり (手すりあり)	両側	
石川県加南自動車学校	裏の出入口が スロープ対応	男女共に洋式あり (手すりあり)	両側	医療機関との連携した支援システムがあり ます
こまつ自動車学校		・男女共に洋式あり ・車いすの方用あり	片側	
北陸中部自動車学校	スロープ設置	車いすの方用あり	片側	
北鉄自動車学校		男女共に洋式あり	片側	
大徳自動車学校		男女共に洋式あり	両側	高齢者講習の方専用の別棟があり、段差 がほとんどありません
ドライビングスクール エクシール城 東		男女共に洋式あり	片側	高齢者講習は全て1階で対応しています
東部自動車学校	幅の狭いス ロープ設置	男女共に洋式あり	片側	
太陽自動車学校	スロープ設置	車いすの方用あり		高齢者講習の方専用の別棟があり、段差 にはスロープが設置されています
羽咋自動車学校	スロープ設置	職員用トイレが洋式 (使用可能)	両側	高齢者講習は全て1階で対応しています
七尾自動車学校	スロープ設置		片側	高齢者講習は全て1階で対応しています
能登中央自動車学校	スロープ設置			
輪島綜合自動車学校	540000000000000000000000000000000000000		両側	高齢者講習は全て1階で対応しています
能登自動車学校			片側	







東部自動車学校



加賀自動車学校



太陽自動車学校

7. 自動車運転に関するリハビリテーション専門職の役割

今回、身体に障がいのある方が、「自動車運転をする」流れについてまとめてきました。我々リハビリテーション専門職は、日常の支援の中で移動手段を獲得させ、就学・就労などの社会参加を目標とする場合、自動車の運転に関する相談に直面することは少なくありません。機能的障がいが残った場合の運転の可否は、前述のとおり免許センターが決めることになります。一方で、我々リハビリテーション専門職としては、本人の身体特性を十分に把握し、運転に必要となる能力の獲得をはかる支援が必要となります。具体的な支援としては、自動車への乗り降りや安定した姿勢の確保、運転操作の技術、判断力や認知機能等について、本人に適した動作指導や補助装置等の工夫が重要となります。車いすや歩行器などを使用している方の場合、用具の出し入れも重要となります。

実際に、本人の身体特性に適した動作を獲得し、条件付きの自動車を購入して運転している方々を紹介します。

< 事例紹介 ~障がいのある方々の自動車運転技術支援~ >

リハセンターでは平成6年の開設以来、自動車運転シミュレーション装置や自立訓練用自動車を 用い、県内の病院、福祉機関、自動車学校からの相談に応じています。

自動車運転の支援には①運転能力評価、②動作指導と制度等の情報提供、③改造プランの検討等の相談があり、下記のような取り組みを行っています。

紹介例1

骨形成不全症の方が自動車運転免許を取得するにあたり、座高が低いため座席に座った とき前方が見にくいとの課題があり、自動車学校の先生から相談がありました。

姿勢の安定と前方を見やすくするために、本人の体の状態にあわせたクッションを検討し、 座席に取り付ける姿勢保持クッションを製作しました。免許交付の必要条件としては、片手で 運転する手動機のノークラッチ式車輌(オートマチック車限定)と条件がついたので、手動装置 を取り付けた教習車の運転席に、製作したクッションを設置して運転教習を受けました。その 結果、自動車での移動が可能となり通勤にも利用されています。

※製作して座席にとりつけたクッション





紹介例2

頸髄損傷で手脚に麻痺があり車いす生活となった方が、運転を再開するにあたり、免許交付の必要条件に片手で運転する手動機のノークラッチ式車輌(オートマチック車限定)の条件が付け加えられました。そのため、手動装置部品の取り付けと、運転操作方法や座席への乗り降り、車いすの搭載に必要な動作を確認しながら自動車の改造プランを整理しました。また、実際に動作訓練を実施しました。その結果、自動車運転の再開を実現でき、活動範囲が広がり、就労や外出など積極的に社会参加をしています。

※改造内容と利用の状況

片手で操作する手動装置を取り付け、左手でアクセル、ブレーキ、方向指示器の操作をします。 ハンドルに手掌型旋回装置を取り付け、右手でハンドル旋回を行います。





運転席に乗り降りする時、座席と車いすの隙間が広いため、取り外し式の腰掛け装置(トランスファーボード)を製作しました。





自分で利用している車いすを後部座席に搭載するために、車いすの積み込みをアシストして くれるリフトを車に設置しています。リフトの電動装置を利用して車いすが持ち上がり、水平 移動は自分で行い後部座席に車いすを運びます。







8. リハビリテーションセンターの自動車運転技術支援について

リハセンターでは、地域活動支援の一環として自動車運転技術支援の相談に応じています。相談内容は、次のとおりで無料にて行っています。尚、免許センターの実施する自動車運転免許の取得、又は更新に結びつくものではありません。

相談内容 ①運転能力評価

- ②動作指導と、制度等の情報提供
- ③身体特性に応じた運転補助装置の検討
- ④自動車運転に必要な機関との連携

など

対象 次の条件を満たす人

原則、身体障害者手帳を有する方であって、 次の①、②の条件のいずれかから紹介のあっ た方で、当センターが適当と認めた人。



- ①医療、福祉、保健福祉センター、市町、教育、就労機関からの紹介。
- ②障害者社会推進センター、高次脳機能障害相談・支援センター、難病相談・支援センター 一からの紹介。

利用方法 相談はソーシャルワーカー又は作業療法士が電話でお受けいたします。

相談日時 月曜日~金曜日(年末年始祝日を除く)8時30分~17時15分

連絡先 〒920-0353 金沢市赤土町二13-1(済生会金沢病院隣)

電話番号 076-266-2860 FAX番号 076-266-2864

E-mail iprc@pref.ishikawa.lg.jp

URL http://www.pref.ishikawa.jp/kousei/rihabiri/

9. おわりに

今回、お忙しい中訪問調査にご協力頂きました石川県内の指定自動車教習所全 14 校、ご助言頂きました石川県指定自動車教習所協会の皆様に感謝申しあげます。

